2022 年 8 月 17 日
エール少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

2022 年 8 月 3 日からの大雨により、被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、保険料のお支払いに一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置を実施しております。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

担当窓口 ： 0120-888-727 平日 10:00～16:00（土日祝日・年末年始除く）

事故受付 ： 0120-000-455 平日 10:00～16:00（土日祝日・年末年始除く）

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

災害救助法 適用市町村	法適用日	備 考
【山形県】 米沢市・寒河江市・長井市・南陽市・西村山郡大江町・東置賜郡高畠町・東置賜郡川西町・西置賜郡小国町・西置賜郡白鷹町・西置賜郡飯豊町	2022 年 8 月 3 日	災害救助法施行令 第 1 条 第 1 項 第 4 号適用
【新潟県】 村上市・胎内市・岩船郡関川村	2022 年 8 月 3 日	災害救助法施行令 第 1 条 第 1 項 第 4 号適用
【石川県】 金沢市・小松市・白山市・加賀市・能美市・野々市市・能美郡川北町	2022 年 8 月 4 日	災害救助法施行令 第 1 条 第 1 項 第 4 号適用

【福井県】 南条郡南越前町	2022 年 8 月 4 日	災害救助法施行令 第 1 条 第 1 項 第 4 号適用
【青森県】 弘前市・五所川原市・つがる市・平川市・東津軽郡外ヶ浜町・西津軽郡鰺ヶ沢町・西津軽郡深浦町・中津軽郡西目屋村・南津軽郡藤崎町・南津軽郡大鰐町・南津軽郡田舎館村・北津軽郡板柳町・北津軽郡鶴田町・北津軽郡中泊町	2022 年 8 月 9 日	災害救助法施行令 第 1 条 第 1 項 第 4 号適用

以上